

貴金属市場管理細則

貴金属市場管理細則

(目的)

第1条 本細則は、業務規程第3条第1項の規定に基づき、貴金属市場の管理に関し必要な事項について規定する。

(取引参加者の建玉数量の制限)

第2条 当社は、業務規程第30条第1項の規定に基づき、取引参加者の自己の計算による建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次に掲げる制限を設ける。

(1) 現物先物取引

イ 金及び銀

	1番限月 (納会月)	合計
金	10,000枚	30,000枚
銀	3,000枚	30,000枚

(毎月第1営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。以下同じ。)

ロ 白金及びパラジウム

	1番限月		2番限月	合計
	(納会月)	(納会月の前月)		
白金	600枚	700枚	1,200枚	10,000枚
パラジウム	450枚	600枚	1,200枚	9,000枚

(2) 現金決済先物取引（限月現金決済先物取引及び限日現金決済先物取引を含む。以下同じ。)

制限を設けない。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が必要と認めた建玉数量の制限を設けることができる。

(3) オプション取引

制限を設けない。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が必要と認めた建玉数量の制限を設けることができる。

2 前項に定める取引参加者の建玉数量は、次に掲げる者に取引の委託、取引の依頼又は取引の委託の取次ぎを委託した建玉数量を合算したものとする。

(1) 受託取引参加者

(2) 遠隔地仲介取引参加者

(3) 取次者

(4) 外国商品先物取引業者

- 3 清算参加者たる市場取引参加者及び受託取引参加者は、清算機構の業務方法書に基づき、清算預託金の預託額が累積預託限度額を超え、かつ、清算預託金の預託が停止された場合、現物先物取引の金及び銀にあつては、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき第1項に定める建玉数量の20%増まで建玉することができる。

(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限)

第3条 当社は、業務規程第30条第2項の規定に基づき、委託者及び海外顧客の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次に掲げる制限を設ける。この場合において、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客を当業者、投資信託等（投資信託等の要件に関する要領に定めるものに限る。以下同じ。）、準取引参加者、マーケット・メーカー（当社が認めたものに限る。以下同じ。）又はそれ以外の者（現物先物取引の金にあつては、当業者、投資信託等、準取引参加者、マーケット・メーカー、特定委託者（商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第2条第25項に定める特定委託者（法第197条の5及び法第197条の6の規定により特定委託者とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）又はそれ以外の者。）に区分して管理しなければならない。

(1) 現物先物取引

イ 金

	1番限月 (納会月)	合計
当業者、投資信託等、準取引参加者及びマーケット・メーカー	10,000枚	30,000枚
特定委託者	—	10,000枚
上記以外	—	5,000枚

ロ 銀

	1番限月 (納会月)	合計
当業者、投資信託等、準取引参加者及びマーケット・メーカー	3,000枚	30,000枚
上記以外	1,500枚	6,000枚

ハ 白金

	1番限月		2番限月	合計
	(納会月)	(納会月の前月)		
当業者、投資信託等、準取引参加者及びマーケット・メーカー	600枚	700枚	1,200枚	10,000枚
上記以外	100枚	150枚	200枚	3,500枚

ニ パラジウム

	1番限月		2番限月	合計
	(納会月)	(納会月の前月)		
当業者、投資信託等、準取引参加者及びマーケット・メーカー	450枚	600枚	1,200枚	9,000枚
上記以外	60枚	120枚	240枚	2,500枚

(2) 現金決済先物取引

制限を設けない。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が必要と認めた建玉数量の制限を設けることができる。

(3) オプション取引

制限を設けない。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が必要と認めた建玉数量の制限を設けることができる。

2 前項に定める委託者及び海外顧客の建玉数量は、次に掲げる者取引の委託、取引の依頼又は取引の委託の取次ぎを委託した建玉数量を合算したものとする。

(1) 受託取引参加者

(2) 遠隔地仲介取引参加者

(3) 取次者

(4) 外国商品先物取引業者

3 当社は、委託者又は海外顧客の計算において、次に掲げる建玉は、同一人が行ったものとみなし、同一人の建玉として取扱う。

(1) 別口座、仮名等によって行われた建玉

(2) 直接又は間接に支配する者によって行われた建玉

(3) 2人以上の明示又は暗黙の了解のもとで行われた建玉

(取引参加者の建玉数量の制限超過時の措置)

第4条 取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下第8条及び第9条において同じ。）は、業務規程第73条第2項及び第3項の規定に基づき、違約処理を行うための売買取引により第2条に定める建玉数量を超えることとなった場合、速やかに当該建玉数量以内に縮減しなければならない。

(委託者及び海外顧客の建玉数量の制限超過時の措置)

第5条 当社は、委託者又は海外顧客の建玉数量が、第3条に定める建玉数量を超えていると認めた場合、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者にその旨を通知する。この場合において、当該受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、当該委託者又は海外顧客をして可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減させるものとする。

2 受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者は、委託者又は海外顧客の建玉数量が既存限月の繰越しによって第3条に定める建玉数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、第3営業日の日中立会終了時までには処分しなければならない。この場合において、当該委託者又は海外顧客は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができない。

(建玉数量の制限の特例措置)

第6条 取次者又は外国商品先物取引業者（以下「取次者等」という。）は、受託取引参加者又は遠隔地仲介取引参加者を通じて、別に定める誓約書を当社に提出し、当社が適当と認めたときは、当該取次者等に取引の委託の取次ぎを委託した者又は取引を依頼した者（以下「取次委託者等」という。）のそれぞれに対し、取引参加者にあつては第2条、取次委託者等にあつては第3条に定める建玉数量の制限を適用することができる（以下「特例措置」という。）。

2 特例措置の適用を受けた取次者等は、第9条に定める建玉等の報告を行わなければならない。

3 当社は、次の各号の一に該当したときは、第1項に定める特例措置を解除することができる。この場合において、取次者等は、速やかに当社が指示した建玉数量以内に縮減しなければならない。

- (1) 建玉等の報告を適正に行わないとき
- (2) 建玉数量の制限の特例措置に係る取扱要領に定める事項を遵守しないとき
- (3) 誓約書に記載する事項を遵守しないとき
- (4) 市場の状況等を勘案し当社が必要と認めたとき

4 当社が前項の措置を講じた場合、取次者等及び取次委託者等は当社に対し異議を申し立てることができない。

5 本細則に定めるもののほか、特例措置に関し必要な事項は、建玉数量の制限の特例措置に係る取扱要領をもって定める。

(ヘッジ玉)

第7条 取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。）は、当該取引参加者の当社の市場における自己の計算による取引又は取引参加者若しくは委託者等（委託者、海外顧客又は特例措置の適用を受けた取次者等の取次委託者等をいう。以下同じ。）から委託を受けた建玉につき、別に定める申請書を当社に提出し、当社が適当と認めたときは、当該取引参加者にあつては第2条に定める建玉数量を、当該委託者等にあつては第3条に定める建玉数量を超えて当社が認めた建玉数量まで、ヘッジ玉（貴金属市場ヘッジ玉取扱要領に定める現物商品等の取引等によって生じる価格変動リスクを回避又は軽減することを目的とする建玉のことをいう。以下同じ。）として建玉することができる。

2 前項に定める当社の承認を受けた取引参加者及び委託者等は、ヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は解消したときは、速やかにヘッジ玉を縮減しなければならない。

3 当社は、次の各号の一に該当したときは、第1項の承認の全部又は一部を制限することができる。この場合において、取引参加者及び委託者等は、速やかに当社が指示した建玉数量以内に縮減しなければならない。

(1) 貴金属市場ヘッジ玉取扱要領に定める事項を遵守しないとき

(2) 市場の状況等を勘案し当社が必要と認めたとき

4 当社が前項の措置を講じた場合、取引参加者及び委託者等は当社に対し異議を申し立てることができない。

5 本細則に定めるもののほか、ヘッジ玉に関し必要な事項は、貴金属市場ヘッジ玉取扱要領をもって定める。

(取引受渡証拠金)

第8条 取引参加者が申告受渡を行う場合にあつては、当該取引参加者（当該取引参加者が非清算参加者である場合は、当該取引参加者の指定清算参加者とする。）は、受渡値段に受渡単位の倍率を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を取引受渡証拠金として、当該申告受渡決定日の翌営業日正午までに清算機構に預託しなければならない。

2 前項に定める取引受渡証拠金は、次の各号に掲げる日から預託を要しない。

(1) 渡方にあつては、受渡日

(2) 受方にあつては、貴金属申告受渡実施要領に定める受渡代金等を当社に差し出した日

(建玉等の報告)

第9条 取引参加者及び特例措置の適用を受けた取次者等は、各営業日の日中立会終了時の建玉数量が売建玉又は買建玉のそれぞれにつき次の各号の一に該当する場合、別に定める様式により、それぞれ全ての限月（限日取引にあつては限日とし、オプション取引

にあつてはオプション銘柄とする。以下同じ。)の建玉についてその翌営業日(ただし、遠隔地市場取引参加者、遠隔地仲介取引参加者及び特例措置の適用を受けた外国商品先物取引業者にあつては翌々営業日)までに当社に報告しなければならない。

- (1) 自己の計算による総建玉数が5,000枚を超える場合
 - (2) 自己の計算による1限月の建玉が、金及び銀にあつては100枚、白金及びパラジウムにあつては20枚を超える場合
 - (3) 委託者等の計算による1限月の建玉(仮名、別口座による建玉があるときは合算する。)が、金及び銀にあつては100枚、白金及びパラジウムにあつては20枚を超える場合
 - (4) その他当社が別に指示する場合
- 2 取引参加者は、現物先物取引の白金及びパラジウムについて、1番限月(納会月)の第1営業日、10日、20日(ただし、10日及び20日については、当日が休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)及び納会日直前営業日の日中立会終了時における受渡予定玉を当社に報告しなければならない。
- 3 取引参加者は、1の計算区域における取引及び当該計算区域の取引終了時における建玉を、当社が定めるところにより報告しなければならない。
- 4 非居住者から委託を受けた取引参加者は、毎月、前々月最終営業日の夜間立会から前月最終営業日の日中立会終了までの取引及び当該日中立会終了時の建玉の状況を、当社が定めるところにより報告しなければならない。
- 5 当社は、取引参加者及び特例措置の適用を受けた取次者等に対し、必要と認めるときは、受渡予定玉(両建玉を含む。)を報告させることができる。
- 6 当社は、取引参加者及び取次者等に対し、特に必要と認めるときは、委託者、海外顧客又は取次委託者等別の建玉その他当社が必要と認めた事項について報告させることができる。

(臨機の措置)

第10条 当社は、市場の状況等を勘案し必要と認めるときは、本細則以外の措置を講じることができる。

(改廃)

第11条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

第1条 本細則は、平成26年3月31日に施行する。

第2条 施行日前の貴金属市場管理細則は、これを廃止する。

第3条 施行日前の貴金属市場管理細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの

細則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

第4条 平成27年2月限以前の各限月における取引参加者の自己玉に係る繰越玉の取扱い並びに現物先物取引の金、銀及び現金決済先物取引の金の平成27年2月限以前の各限月における受託取引参加者の自己玉に係る10%加算については、なお従前の例による。

附則

第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）の変更規定は、平成27年3月19日に施行する。

附則

第2条（取引参加者の建玉数量の制限）、第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）及び第9条（建玉等の報告）の変更規定は、平成27年5月7日に施行する。

附則

第1条 第2条（取引参加者の建玉数量の制限）、第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）、第4条（取引参加者の建玉数量の制限超過時の措置）、第5条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限超過時の措置）及び第9条（建玉等の報告）の変更規定は、平成28年9月20日に施行する。

第2条 前条の規定にかかわらず、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、前条に定める施行日に施行することが適当でないと当社が認める場合には、当該日以後の当社が定める日から施行する。

附則

第2条（取引参加者の建玉数量の制限）、第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）、第4条（取引参加者の建玉数量の制限超過時の措置）、第7条（ヘッジ玉）、第8条（取引受渡証拠金）及び第9条（建玉等の報告）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第3条（委託者及び海外顧客の建玉数量の制限）の変更規定は、平成29年7月26日に施行する。

附則

第8条（取引受渡証拠金）の変更規定は、平成29年8月1日に施行する。

附則

第8条（取引受渡証拠金）の変更規定は、平成30年1月1日に施行する。